平 成 ３ １ 年 流 山 市 議 会 第 １ 回 定 例 会 議 案

２ 月 １ ４ 日 招 集
流 山 市

目　　次

１　平成３１年度流山市一般会計予算
２　平成３０年度流山市一般会計補正予算（第４号）
３　流山市附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定について
４　流山市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
５　財産の取得について（新設小学校用地等）
６　流山市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
７　平成３１年度流山市介護保険特別会計予算
８　流山市介護保険高額介護サービス費等資金貸付条例を廃止する条例の制定について
９　流山市手話言語の普及の促進に関する条例の制定について
１０　指定管理者の指定について（流山北小学校区第３ちびっこクラブ）
１１　指定管理者の指定について（鰭ケ崎小学校区第３ひまわり学童クラブ）
１２　指定管理者の指定について（東小学校区第２あずま学童クラブ）
１３　平成３１年度流山市国民健康保険特別会計予算
１４　平成３０年度流山市国民健康保険特別会計補正予算（第３号）
１５　平成３１年度流山市後期高齢者医療特別会計予算
１６　流山市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
１７　平成３１年度流山市土地区画整理事業特別会計予算
１８　平成３０年度流山市土地区画整理事業特別会計補正予算（第２号）
１９　平成３１年度流山市水道事業会計予算
２０　平成３０年度流山市水道事業会計補正予算（第３号）
２１　平成３１年度流山市下水道事業会計予算
２２　平成３０年度流山市下水道事業会計補正予算（第１号）
２３　流山市初石駅施設整備基金条例の制定について
２４　流山市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

２５　流山市消防団条例の一部を改正する条例の制定について

１　専決処分の報告について
２　専決処分の報告について
３　専決処分の報告について

議案第　３　号

流山市附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定について

流山市附属機関に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成３１年２月１４日提出

流山市長　　井　崎　義　治

提案理由　流山市子ども・子育て会議の委員構成及び定数を改めるためである。

流山市附属機関に関する条例の一部を改正する条例

流山市附属機関に関する条例（昭和４６年流山市条例第６号）の一部を次のように改正する。

別表流山市子ども・子育て会議の項中

「

１　児童福祉サービスの提供を受ける者	１人
２　児童福祉サービスを提供する者	１人
３　私立幼稚園協会を代表する者	１人
４　民間保育園協会を代表する者	１人
５　学童保育連絡協議会を代表する者	１人
６　主任児童委員	１人
７　学識経験を有する者	１人
８　教育委員会の職員	１人
９　市民等	５人

」

を

「

１　児童福祉サービスの提供を受ける者	１人
２　児童福祉サービスを提供する者	１人
３　私立幼稚園協会を代表する者	１人
４　民間保育園協会を代表する者	１人
５　小規模保育連絡協議会を代表する者	１人
６　学童保育連絡協議会を代表する者	１人
７　主任児童委員	１人
８　学識経験を有する者	１人
９　教育委員会の職員	１人
１０　市民等	５人

」

に改める。

附　則

この条例は、平成３１年６月１日から施行する。

議案第　４　号

流山市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

流山市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成３１年２月１４日提出

流山市長　　井　崎　義　治

提案理由　観光施策において外国人の視点を取り入れるために任用する国際交流員の報酬額を定めるためである。

流山市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

流山市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成１４年流山市条例第４号）の一部を次のように改正する。

別表第５景観まちづくりアドバイザーの項の次に次のように加える。

国際交流員	月額　３３０，０００円以内で、任命権者が定める額

附　則

この条例は、平成３１年４月１日から施行する。

議案第　５　号

財産の取得について

市は、次の財産を取得する。

平成３１年２月１４日提出

流山市長　　井　崎　義　治

１　財産の表示

（１）種　　目　　土地

（２）所　　在　　流山市大畔字中ノ割３１３番外６筆

（３）面　　積　　１３，０２５平方メートル

２　取得の目的　　新設小学校用地等の取得

３　取得金額　　３８１，９２９，０８３円

４　取得の相手方　　流山市○○○○○○○○○○

○○　○○

土　地　目　録

所有者	住所	土地の所在	地番	登記地目	現況地目	買収地積（㎡）
○○　○○	流山市○○○○○○○○○○	流山市大畔字中ノ割	313番	山林	山林	271.79
		流山市大畔字中ノ割	316番	畑	畑	12,135.02
		流山市大畔字中ノ割	328番	山林	畑	59.28
		流山市大畔字小坂	387番2	畑	畑	118.41
		流山市大畔字小坂	389番3	山林	山林及び雑種地	133.44
		流山市大畔字小坂	389番4	山林	雑種地	56.24
		流山市大畔字小坂	406番3	田	雑種地	250.82
					合計	13,025.00

位置図

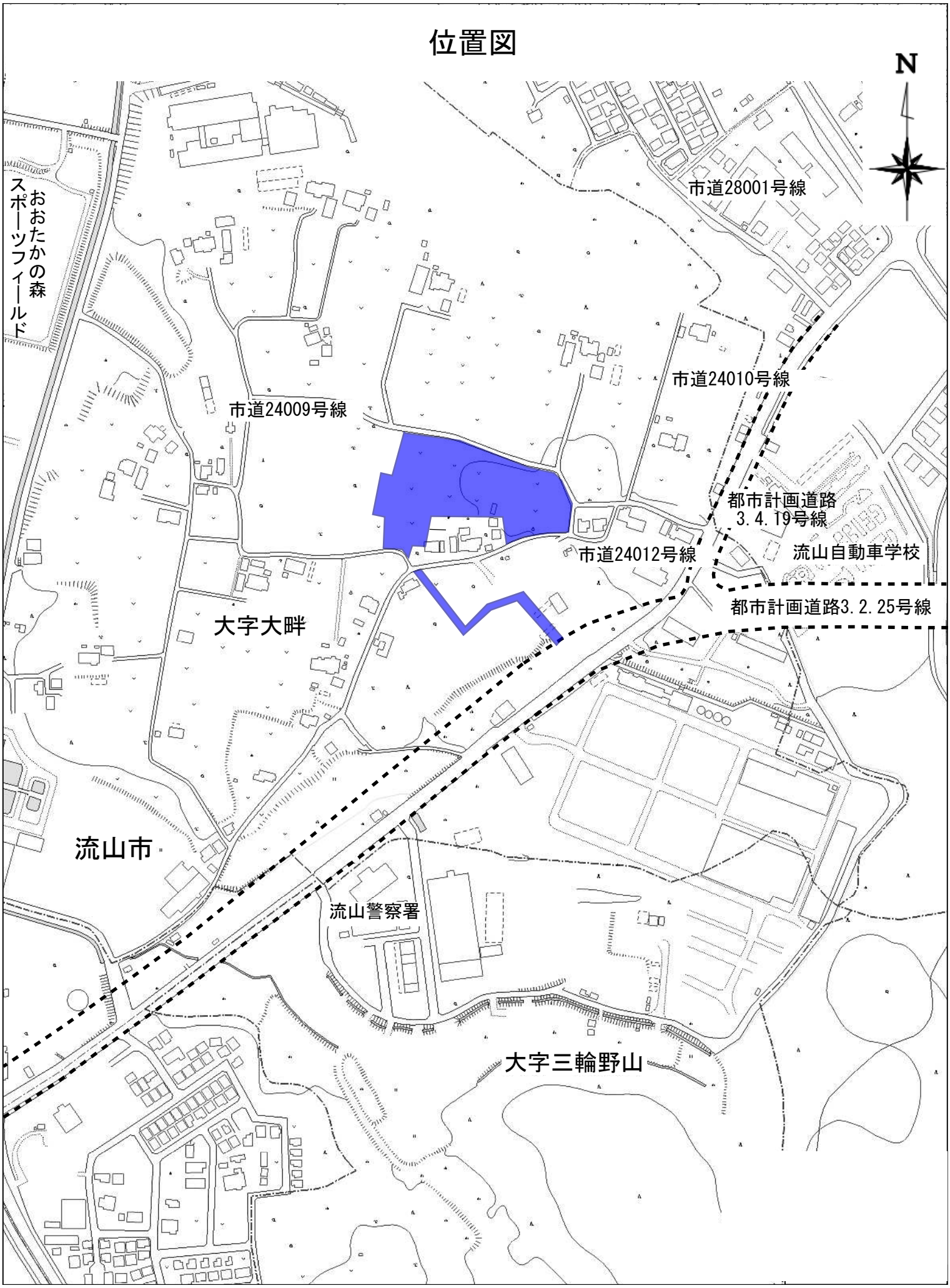
N
市道28001号線
おおたかの森
スポーツフィールド
市道24010号線
市道24009号線
都市計画道路
3.4.19号線
市道24012号線
流山自動車学校
都市計画道路3.2.25号線
大字大畔
流山市
流山警察署
大字三輪野山

議案第　６　号

流山市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

流山市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成３１年２月１４日提出

流山市長　　井　崎　義　治

提案理由　建築基準法の一部を改正する法律（平成３０年法律第６７号）による建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）の一部改正に伴い、建築物に関する認定及び許可の審査手数料を定めるとともに、引用条文の整理を行うものである。

流山市手数料条例の一部を改正する条例

流山市手数料条例（平成１２年流山市条例第１号）の一部を次のように改正する。

別表第９の第１項、第２項、第４項、第５項及び第８項中「第８７条の２」を「第８７条の４」に改め、同表の第１０項の次に次のように加える。

１０の２　建築基準法第４３条第２項第１号に規定する認定の申請に対する審査	１件につき２８，０００円

別表第９の第１４項中「審査」の次に「（同法第４８条第１６項第１号又は第２号に該当する場合を除く。）」を加え、同項の次に次のように加える。

１４の２　建築基準法第４８条第１６項第１号の特例許可の申請に対する審査	１件につき１２４，０００円
１４の３　建築基準法第４８条第１６項第２号の特例許可の申請に対する審査	１件につき１３３，０００円

別表第９の第１７項中「第５３条第５項第３号」を「第５３条第６項第３号」に改め、同表の第２３項の次に次のように加える。

２３の２　建築基準法第８５条第６項の規定による許可の申請に対する審査	１件につき１８２，０００円

別表第９の第３３項の次に次のように加える。

３３の２　建築基準法第８７条の２第１項の認定の申請に対する審査	１件につき１２０，０００円
３３の３　建築基準法第８７条の２第２項において準用する同法第８６条の８第３項の変更の認定の申請に対する審査	１件につき１２０，０００円
３３の４　建築基準法第８７条の３第５項の規定による許可の申請に対する審査	１件につき１２０，０００円
３３の５　建築基準法第８７条の３第６項の規定による許可の申請に対する審査	１件につき１８２，０００円

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日又は建築基準法の一部を改正する法律（平成

３０年法律第６７号）の施行の日のいずれか遅い日から施行する。ただし、別表第９第１０項の次に１項を加える改正規定及び同表第２３項の次に１項を加える改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正後の流山市手数料条例別表第９の規定は、この条例の施行の日以後の申請その他の行為（以下「申請等」という。）に係る審査について適用し、同日前の申請等に係る審査については、なお従前の例による。

議案第　８　号

流山市介護保険高額介護サービス費等資金貸付条例を廃止する条例の制定について

流山市介護保険高額介護サービス費等資金貸付条例を廃止する条例を別紙のとおり制定する。

平成３１年２月１４日提出

流山市長　　井　崎　義　治

提案理由　高額介護サービス費等に係る資金貸付事業を廃止するためである。

流山市介護保険高額介護サービス費等資金貸付条例を廃止する条例

流山市介護保険高額介護サービス費等資金貸付条例（平成１３年流山市条例第８号）は、廃止する。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行の際、現にこの条例による廃止前の流山市介護保険高額介護サービス費等資金貸付条例（以下「廃止前の条例」という。）の規定により貸し付けられた資金であって、償還されていない貸付金（次項において「未償還金」という。）がある場合には、廃止前の条例の規定は、当該貸付金の償還が完了するまでの間、なお効力を有する。

３　この条例の施行の際、未償還金がない場合又はこの条例の施行の日以降において、前項の規定によりなお効力を有する廃止前の条例の規定により未償還金の償還が完了した場合においては、基金に属する現金は、一般会計に繰り入れる。

議案第　９　号

流山市手話言語の普及の促進に関する条例の制定について

流山市手話言語の普及の促進に関する条例を別紙のとおり制定する。

平成３１年２月１４日提出

流山市長　　井　崎　義　治

提案理由　手話が言語であるとの認識に基づき、手話に関する基本理念を定め、市の責務及び市民等の役割を明らかにするとともに、手話に関する施策を総合的に推進することにより、障害の有無にかかわらず市民等が尊重し合うことができる共生社会の実現を目指すためである。

流山市手話言語の普及の促進に関する条例

手話は言語である。

手話は物の名称や自らの意思を手や指の動き、表情等により視覚的に表現するものである。

手話は、耳が聞こえない人や聞こえづらい人が心豊かな日常生活を営み、意思疎通を図るため長年にわたって大切に育んできた言語である。

言語は人々が交流し、お互いの気持ちを尊重、理解する上で必要なものであり、さらには、知識の蓄積や文化・芸術の創造に大きく関わってきた。

そして、音声言語のみならず、手話による非音声言語も、人類の発展に大きく寄与してきたものである。

これまで手話は言語として認められていなかったため、手話による教育や環境が整備されず、必要な情報を得ることや意思疎通を図ることが難しく、耳が聞こえない人や聞こえづらい人は日常生活や社会生活の中で不便と不安を抱え生活してきた。

そのような中で、手話が障害者の権利に関する条約や障害者基本法において言語として位置付けられたものの、いまだ手話に対する理解が広く深まっているとは言えないことから、手話が言語であることを広く普及していく必要がある。

ここにわたしたち市民等は、手話が言語であることへの理解の普及に努めることにより、障害の有無にかかわらず、全ての市民等がお互いを理解し合い、安心して暮らすことのできる共生社会を実現するため、この条例を制定する。

（目的）

第１条　この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話に関する基本理念を定め、市の責務及び市民等（流山市自治基本条例（平成２１年流山市条例第１号）第３条第２号に規定する「市民等」をいう。以下同じ。）の役割を明らかにするとともに、手話に関する施策を総合的に推進することにより、障害の有無にかかわらず市民等が尊重し合うことができる共生社会の実現を目指すことを目的とする。

（基本理念）

第２条　手話に関する普及の促進は、手話を必要とする市民等が手話を言語としてコミュニケーションを図る自由を有することを理解し、手

話を通じて全ての市民等が互いに尊重し合うことを基本として行うものとする。

（市の責務）

第３条　市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、手話への理解の促進及びコミュニケーション手段としての手話の普及に関する施策を推進するものとする。

（市民等の役割）

第４条　市民等は、基本理念への理解を深め、市が推進する施策に協力するよう努めるものとする。

（県との連携及び協力）

第５条　市は、この条例の目的及び基本理念に対する市民等の理解の促進並びに手話の普及及び環境の整備に当たっては、千葉県と連携し、及び協力するよう努めるものとする。

（施策の推進）

第６条　市は、次に掲げる施策を総合的に推進しなければならない。

（１）手話に対する理解及び手話の普及を促進するための施策

（２）手話による情報の取得及び共有の機会を拡充するための施策

（３）手話による円滑なコミュニケーションができる環境を構築するための施策

（４）学校における手話への理解及び手話の普及を図るための施策

（５）災害時における情報の提供及び意思疎通の支援に関する施策

（６）その他市長が必要と認める施策

２　市は、施策の見直しに当たっては、障害者関係団体等から意見を聴くよう努めるものとする。

（財政上の措置）

第７条　市は、前条第１項各号に掲げる施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

（委任）

第８条　この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この条例は、平成３１年４月１日から施行する。

議案第　１０　号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第６項の規定により、議会の議決を求める。

平成３１年２月１４日提出

流山市長　　井　崎　義　治

記

１　管理を行わせる公の施設の名称

流山北小学校区第３ちびっこクラブ

２　指定管理者となる団体

千葉県佐倉市山崎字石井戸５２９番地１

社会福祉法人生活クラブ

理事長　池田　徹

３　指定の期間

平成３１年４月１日から平成３２年３月３１日まで

議案第　１１　号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第６項の規定により、議会の議決を求める。

平成３１年２月１４日提出

流山市長　　井　崎　義　治

記

１　管理を行わせる公の施設の名称

鰭ケ崎小学校区第３ひまわり学童クラブ

２　指定管理者となる団体

流山市平和台２丁目１番地の２

社会福祉法人流山市社会福祉協議会

会長　鈴木　孝夫

３　指定の期間

平成３１年７月１日から平成３２年３月３１日まで

議案第　１２　号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第６項の規定により、議会の議決を求める。

平成３１年２月１４日提出

流山市長　　井　崎　義　治

記

１　管理を行わせる公の施設の名称

東小学校区第２あずま学童クラブ

２　指定管理者となる団体

流山市宮園１丁目３番地の１　宮園ショッピングセンター３０４

特定非営利活動法人ライズアップ女性サポート実行委員会

代表　山中　有紀

３　指定の期間

平成３１年７月１日から平成３２年３月３１日まで

議案第　１６　号

流山市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

流山市国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成３１年２月１４日提出

流山市長　　井　崎　義　治

提案理由　国民健康保険の資格を取得した日において、満６５歳以上の被保険者であり、当該資格取得日の前日において、被用者保険等の被保険者であった者（当該満６５歳以上の被保険者の資格取得日において後期高齢者医療制度の被保険者となった者に限る。）の被扶養者であったものに係る保険料の減免措置に適用している減免が可能な期間の延長の措置を当該保険料のうち、所得割額のみに適用するためである。

流山市国民健康保険条例の一部を改正する条例

流山市国民健康保険条例（平成３年流山市条例第６号）の一部を次のように改正する。

附則第９条の見出し中「平成２２年度以降の」を削り、同条中「平成２２年度以降の第２５条第１項第２号による」を「第２５条第１項第２号ア及びイのいずれにも該当する者の保険料のうち、第９条第１項及び第１６条の４の規定により算定される」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成３１年４月１日から施行する。

（適用区分）

２　この条例による改正後の流山市国民健康保険条例の規定は、平成３１年度以後の年度分の保険料について適用し、平成３０年度までの年度分の保険料については、なお従前の例による。

議案第　２３　号

流山市初石駅施設整備基金条例の制定について

流山市初石駅施設整備基金条例を別紙のとおり制定する。

平成３１年２月１４日提出

流山市長　　井　崎　義　治

提案理由　東武野田線初石駅の駅舎の整備に係る負担金及び自由通路の整備に係る経費並びにこれらに関連する経費の財源に充てるための資金を積み立てるためである。

流山市初石駅施設整備基金条例

（設置の目的）

第１条　東武野田線初石駅の駅舎の整備に係る負担金及び自由通路の整備に係る経費並びにこれらに関連する経費（以下「負担金等」という。）の財源に充てるため、流山市初石駅施設整備基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第２条　基金として積み立てる額は、次に定める額とする。

（１）市の積立金額

（２）基金への積立てが指定された寄附金額

（３）基金の運用から生ずる収益

（管理）

第３条　基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

２　基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

（運用益金の処理）

第４条　基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

（繰替運用）

第５条　市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（処分）

第６条　基金は、負担金等の財源に充てる場合に限り、一般会計歳入歳出予算の定めるところにより、その全部又は一部を処分することができる。

（委任）

第７条　この条例に定めるものを除くほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第　２４　号

流山市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

流山市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成３１年２月１４日提出

流山市長　　井　崎　義　治

提案理由　学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成２９年政令第２３２号）等による水道法施行令（昭和３２年政令第３３６号）等の一部改正に伴い、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件を改正するためである。

流山市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例

流山市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例（平成２４年流山市条例第３８号）の一部を次のように改正する。

第４条第３号中「短期大学」の次に「（同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。）」を、「卒業した後」の次に「（同法に基づく専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）」を加え、同条第８号中「又は水道環境」を削る。

第５条第２号中「卒業した後」の次に「（学校教育法に基づく専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）」を、「同条第３号に規定する学校を卒業した者」の次に「（同法に基づく専門職大学の前期課程にあっては、修了した者）」を加え、同条第４号中「卒業した後」の次に「（当該学科目を修めて学校教育法に基づく専門職大学の前期課程（以下この号において「専門職大学前期課程」という。）にあっては、修了した後）」を、「同条第３号に規定する学校の卒業者」の次に「（専門職大学前期課程の修了者を含む。）」を加える。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成３１年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行の日前に行われた技術士法（昭和５８年法律第２５号）第４条第１項の第２次試験のうち、上下水道部門に係るものに合格した者であって、選択科目として水道環境を選択したものは、この条例による改正後の流山市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例第４条第８号の適用については、同法第４条第１項の第２次試験のうち、上下水道部門に係るものに合格した者であって、選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものとみなす。

議案第　２５　号

流山市消防団条例の一部を改正する条例の制定について

流山市消防団条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成３１年２月１４日提出

流山市長　　井　崎　義　治

提案理由　消防団の組織体制を本市の実情に即したものとするためである。

流山市消防団条例の一部を改正する条例

流山市消防団条例（昭和５３年流山市条例第１１号）の一部を次のように改正する。

第３条中「３５５人」を「３００人」に改める。

附　則

この条例は、平成３１年４月１日から施行する。

報告第　１　号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第２項の規定により報告する。

平成３１年２月１４日報告

流山市長　　井　崎　義　治

報告理由　公用車の物損事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について専決処分したので、報告するためである。

専　決　処　分　書

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定による専決処分事項の指定について（昭和５４年流山市議会議決）の１及び２の規定により、次のとおり専決処分する。

平成３０年１２月６日

流山市長　　井　崎　義　治

記

１	事　件　名	健康福祉部障害者支援課障害者就労支援センターの職員が、事務連絡の用務を終了し、帰途のため公用車（市が賃借している自動車）を運転中、左折しようとしたところ、左前輪を縁石に乗り上げさせたことによる当該公用車の物損事故
２	発生年月日	平成３０年１０月５日
３	発生場所	流山市東初石３丁目１２８番１０地先
４	相　手　方	千葉県千葉市美浜区中瀬２丁目６番地１ 株式会社日産フィナンシャルサービス
５	解決方法	和解による。
６	和解成立年月日	平成３０年１２月６日
７	和解の要旨	相手方の損害額の全額を市が負担する。
８	損害賠償額	２６，７７３円

専　決　処　分　書

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定による専決処分事項の指定について（昭和５４年流山市議会議決）の１及び２の規定により、次のとおり専決処分する。

平成３０年１２月１８日

流山市長　　井　崎　義　治

記

１	事　件　名	土木部河川課の職員が公用車を運転中、訪問先にバックで進入した際、側方右側の注意を怠り、右折してきた相手方車両と接触したことによる物損事故
２	発生年月日	平成３０年７月２４日
３	発生場所	流山市大字西平井９５２番２地先路上
４	相　手　方	東京都葛飾区細田１丁目４－３ 株式会社アサヒレンタカー
５	解決方法	和解による。
６	和解成立年月日	平成３０年１２月１８日
７	和解の要旨	相手方の損害額の全額を市が負担する。
８	損害賠償額	４５９，６８０円

専　決　処　分　書

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定による専決処分事項の指定について（昭和５４年流山市議会議決）の１及び２の規定により、次のとおり専決処分する。

平成３０年１２月１９日

流山市長　　井　崎　義　治

記

１	事　件　名	環境部環境政策課の職員が生活環境の相談を受け、訪問する際に公用車（市が賃借している自動車）を運転し、訪問先の許可を得て車庫に駐車しようとしたところ、玄関アプローチに接触したことによる当該公用車の物損事故
２	発生年月日	平成３０年９月１１日
３	発生場所	流山市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
４	相　手　方	千葉県千葉市美浜区中瀬２丁目６番地１ 株式会社日産フィナンシャルサービス
５	解決方法	和解による。
６	和解成立年月日	平成３０年１２月１９日
７	和解の要旨	相手方の損害額の全額を市が負担する。
８	損害賠償額	６６，６１２円

専　決　処　分　書

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定による専決処分事項の指定について（昭和５４年流山市議会議決）の１及び２の規定により、次のとおり専決処分する。

平成３０年１２月２８日

流山市長　　井　崎　義　治

記

１	事　件　名	流山市立おおたかの森中学校の職員が、学校敷地内のフェンス沿いに駐車していた公用車（市が賃借している自動車）を移動させようと後退させたところ、目測を誤り、当該フェンスの支柱に車両右側バンパーを接触させたことによる当該公用車の物損事故
２	発生年月日	平成３０年１１月１３日
３	発生場所	流山市市野谷６２１番地の１ （流山市立おおたかの森小学校敷地内）
４	相　手　方	千葉県千葉市美浜区新港５７番地 株式会社トヨタレンタリース千葉
５	解決方法	和解による。
６	和解成立年月日	平成３０年１２月２８日
７	和解の要旨	相手方の損害額の全額を市が負担する。
８	損害賠償額	１４，０４０円

報告第　２　号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第２項の規定により報告する。

平成３１年２月１４日報告

流山市長　　井　崎　義　治

報告理由　市が管理する市道に設置してあるグレーチングの落下によって発生した物損事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について専決処分したので、報告するためである。

専　決　処　分　書

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定による専決処分事項の指定について（昭和５４年流山市議会議決）の１及び２の規定により、次のとおり専決処分する。

平成３０年１１月２８日

流山市長　　井　崎　義　治

記

１	事　件　名	市が管理する市道に設置してあるグレーチング上を相手方が自転車で走行した際、グレーチングが落下し、相手方の自転車を破損させた物損事故
２	発生年月日	平成３０年１１月８日
３	発生場所	流山市芝崎２５５番４地先 （市道２３７号線）
４	相　手　方	流山市○○○○○○○○○○ ○○　○○　法定代理人　○○　○○ ○○　○○　法定代理人　○○　○○
５	解決方法	和解による。
６	和解成立年月日	平成３０年１１月２８日
７	和解の要旨	相手方の損害額の全額を市が負担する。
８	損害賠償額	３８，１２４円

報告第　３　号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第２項の規定により報告する。

平成３１年２月１４日報告

流山市長　　井　崎　義　治

報告理由　市が管理する市道を相手方が歩行中に転倒した事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について専決処分したので、報告するためである。

専　決　処　分　書

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定による専決処分事項の指定について（昭和５４年流山市議会議決）の１及び２の規定により、次のとおり専決処分する。

平成３１年１月２７日

流山市長　　井　崎　義　治

記

１	事　件　名	市が管理する市道を相手方が歩行中に自動車及び自転車が接近し、避けようとした際、側溝上に設置されているグレーチングの隙間により相手方が転倒し、負傷した人身事故
２	発生年月日	平成３０年１１月１６日
３	発生場所	流山市前ケ崎６８５番４６地先 （市道２６２号線）
４	相　手　方	流山市○○○○○○○○○○ ○○　○○　法定代理人　○○　○○ ○○　○○　法定代理人　○○　○○
５	解決方法	和解による。
６	和解成立年月日	平成３１年１月２７日
７	和解の要旨	相手方の損害額の全額を市が負担する。
８	損害賠償額	４５，２００円